

### 第3回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月23日(金) 午後2時から午後2時45分
- 2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室
- 3 出席委員
  - 1番 志村 喜光      2番 小林 良次      3番 山田 政文
  - 4番 佐藤 總明      5番 蔦木 正彦      6番 天野 千明
  - 7番 梶原 勝      8番 西村 恒男      9番 矢頭 恵造
  - 10番 山崎 公江      11番 米山 義一      12番 小俣 民男
  - 13番 和田 廣行
- 4 欠席委員
  - 14番 佐藤 孝義
- 5 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対して許可を求める件  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対して意見を求める件
  - 日程第4 報告第3号 転用確認証明交付に対する報告
- 6 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要
  - 事務局 皆様お揃いですので、始めたいと思います。それでは、互礼を行いたいと思います。ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。  
それでは、ただ今より平成30年第3回農業委員会委員総会を開催致します。  
会長あいさつ、志村会長をお願いします。
  - 会長 平成30年第3回大月市農業委員会総会にご出席いただきまして大変ご苦勞様でございます。桜の開花の予想といたしますか、開花宣言があらこ

ちらからだされ、まさにそういう時期に入ったという認識を持っております。委員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでございますか。私は、昨日、山梨県農業会議の臨時総会に出席致しまして、その中で議題の一つとですね、全国農業会議の農政担い手部長のお話の中で、二点ほど皆様にご披露したいと思いますのでお聞きください。ひとつは所有者不明農地、これは集積集約化の障害になっているということと。二つ目は農業用ハウスの底盤、床のコンクリート張りは農転許可が必要である。この問題が今起きておりまして、この二つについて、農水省は今国会に法案を提出する9件の内一つとして出しております。この中の農業経営基盤強化促進法という中の一部ということでございます。なお、所有者不明で相続未登記農地は農地中間管理機構に貸し付ける場合、相続人が一部であっても貸し付けが可能とするというようなことを今、変えようとしております。尚且つ貸付期間を5年から20年に延ばすと、土地の活性化をするためということのようですが、そういうことのようにです。

もう一つの農業用ハウスの問題ですが、これは農業委員会に届けた場合には、農作物栽培高度化施設ということで扱われ農地転用には該当しない。これは水栽培とかそういうものを対象としているようですから。というようなことを最先端のところで論議されております。今のように改正することとは、今国会は流動的でまさに森友問題で揺れておりまして、今後の動向を注意したいというお話でございました。

以上、簡単でございますが今後皆様と注視して行きたいということでございます。

さて、今日の案件は3条が1件と5条2件。この会がスムーズに進行できますよう皆様方のご協力をお願い致しまして、私の挨拶と致します。

どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。続きまして、開会宣告、会長お願い致します。  
会長 本日は、佐藤孝義委員から欠席の連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお

願います。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきますと思います。

総会を開始するにあたり、皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番 葛木正彦委員、6番 天野千明委員を指名致します。お願い致します。

### 日程第2 会期の決定

議長 日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

### 日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請は1件です。

申請番号1について説明します。2ページの位置図と3ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××× 外1筆です。地目は田及び畑で現況も同じです。面積は合計で320㎡です。

譲渡人は、●●●● 外×名、譲受人は、●●●●です。

申請地は、県道〇〇〇線沿いの少し下がった場所ですけれども、そこに位置する農振農用地外です。

申請理由は、農業経営の拡大。譲渡人より農地を購入し、野菜を栽培する計画です。

現地調査では、3ページの写真のとおり、今この時期で作ってはいませんが、耕作可能な農地でした。

ここで、4ページの写真を見て頂きたいと思いますが、申請者の●●●につきまして、現在の申請地の周辺です。そのすぐ周りになりますけれども親が所有する農地が3,093㎡あります。家族で野菜や水田などを耕作しており、農家家族として農業者の要件を満たしております。参考までに4ページに写真を付けておきました。先程の写真と3ページの写真の奥の方になりますけど、この段々になっている所です。それが●●●●の父親の所有する農地で今現在、家族で耕作をしております。

農業者の要件を満たしているということで写真をご覧頂きたいと思えます。以上、この案件について、ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

13番、和田廣行委員お願い致します。

和田委員 3月の16日に会長と事務局、私で現地調査に行った結果は事務局が申し上げましたように特にこれというところはございません。

ちょっと私がひっかかったのは、●●さんは自分の所有する土地がない。事務局に確認しましたところ、親の土地を耕作しているということで特に問題はないということでした。

以上です。

議長 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。  
ございませんか。

【異議なしの声】

質疑がないようですから採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは5ページにあります申請番号1について、説明致します。  
6ページの位置図と7ページの写真を併せてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、現況も畑です。面積は合計で62㎡です。

譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●です。

申請地は、国道20号の南側、市道〇〇〇線沿いに位置する第2種農地で農振農用地外です。

6ページの位置図を見て頂きたいと思うんですけど、申請理由は、住宅地への進入路です。6ページの位置図にあるとおり、申請者は、従来、自宅、藤本清一となっているんですけど、そこが自宅になります。から道路に出入りする際に、譲渡人の●●●●となってますけど、その●●●●さんの家の庭を歩いて行き来をしておりました。その状況を改善するため、譲渡人から農地を買い上げ、住宅の進入路を造る計画を立てました。7ページの写真の所に赤杭がありますけれども、この赤杭の所から上にずうっと上の方に進入路を造るといふ、そういう計画です。

現地調査を行いました、●●●●につきまして、そこに地図にもありますが、宅地が現在586.26㎡あります。農地法の規定では、農地を宅地に転用する場合、500㎡までということになっておりますが、この土地は、以前工場があった土地で、その横に工場がまだ建っております。そんな関係とこの他人の家を歩いて自分の家に行かなきゃならないという、こういう状況を改善するといふ、この理由のために県の方に意見書を提出して進達をしたらというふうに、こちらの方では考えておりますが、それについての承認も頂きたいと思っております。

この件をふまえてご審議をお願いしたいと思います。

議長 続きます、地区担当委員の小林良次委員に補足説明をお願い致します。

小林委員 説明します。3月の16日、志村会長と事務局と私で、●●●●氏の申請のあった土地の現地確認を行いました。長年に渡り●●さんは、●●●●さんの庭を歩いて、私有地を利用していたため、家の前の畑を譲り受け住宅進入路を計画したようです。以前、30年ぐらい前に●●さんの家の東側に織機の工場があつて、結構不自由をしていたようですが、事務局から説明がありましたとおりに、自分の土地を取得して進入路を造りたいということですので、ご審議の程をよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

事務局と担当委員の説明が終わりました。事務局の説明の中で、宅地面積が500㎡を超えているが宅地への進入路がないという状況を鑑み、大月市農業委員会としてやむを得ないと認めるかどうかも含めて質疑はございますか。

葛木委員 県に許可申請する件に賛成か反対かということですか。

事務局 ここで許可相当かどうかということですか。

葛木委員 県に申請してOKということになった時に許可ということですか。

議 長 これは5条ですから、ここでは許可相当ということで、決定してもその程度ですね。

事務局 それに意見書を付けて出してもいいかということですか。

葛木委員 許可相当とは別の問題ですか。

事務局 意見書を付ければ、許可相当ということで意見書を付けたいというふう  
に思っております。

葛木委員 それで決まりってこと。

事務局 ここの中では許可相当、むこうで許可するかどうかはまた。

葛木委員 県で蹴られる可能性もある。分かりました。

議 長 他にはございますか。

質疑はございませんか。

**【異議なしの声】**

質疑がないようですから採決を行います。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号2について説明致します。

8ページの位置図と9ページの写真をご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、現況は畑です。面積は58㎡です。

貸人は、●●●●、借人は、●●●●です。

申請地は、県道〇〇〇〇線沿いに位置する第2種農地で、農振農用地外

であります。

申請理由は、太陽光発電施設の建設です。申請によりますと、敷地面積 2, 077 m<sup>2</sup>の敷地に、太陽光パネル 180 枚を設置し、48.6 kwの電力を出力する計画です。今回の申請は、そ 2, 077 m<sup>2</sup>の敷地内の一部 58 m<sup>2</sup>が農地である為の申請となります。

9 ページの写真をご覧頂ければ、広いこの土地に草の生えている土地に太陽光パネルを設置するんですけど、ちょうど人の立っているこの辺ですね、農地に 58 m<sup>2</sup>だけ農地に当たるところで今回の申請ということになりました。

現地調査を行いました。計画及び資金の裏付け等に問題はありませんでした。以上ですけれどもご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

8 番、西村恒男委員お願い致します。

西村委員 それでは説明します。9 ページの写真を見て頂きたいと思いますが、左側の写真の左側が県道になっています。ガードレールの内側の石垣の手前の土地がその土地でありまして、ここには 2 筆畑がありまして、もう 1 筆は県道の方になっています。右側の写真を見て頂きますと全体が畑みたいに見えますが、地目は山林になっています。なので、この土地と隣接する畑はありません。近くに民家が 1 軒ありますが、太陽光による反射とかの問題もないかと思われまして。この土地は山林が畑の状態に見えますが、どうも埋立を後からしたのではないかと想像してるんですが以上です。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 ○○は、台風で災害がありまして、その時に道路とかこの辺をかなり改修しています。そのせいかと思えます。

ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

**【異議なしの声】**

それでは、質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

す。

#### 日程第4 報告事項

議長 次に日程第4、報告第3号について、事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、平成30年2月12日から3月9日までの申請は7件ありました

番号1、〇〇町〇〇字〇〇×××、申請者は●●●●、宅地への進入路ということで転用が出ております。

番号2と3につきましては、同じ申請者です。〇〇町〇〇字〇〇×××外3筆、同じく〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆です。申請者は●●●●、転用目的は駐車場です。競売物件で出た所ですが、そのまま駐車場として使用するという事が出ております。

番号4ですけれども、これは〇〇町〇〇字〇〇×××、申請者●●●●、個人宅への転用ということで出ています。

続きまして、番号5及び6ですが、これはつい先日出た申請です。〇〇町〇〇字〇〇×××及び×××、申請者は●●●●他2名。こちらは追認の申請でしたが計画どおり、宅地の拡張及び進入路ということで転用がされております。

最後、番号7ですが、〇〇町〇〇字〇〇×××外3筆です。申請者は●●●●、●●●●の駐車場ということで、××年前の許可について、そのままになっておまして、ここで申請をするということで、公正屋の駐車場としてできあがっておりますので、転用の証明を致しました。

以上について、12ページ以降に写真を載せてあります。内容によって順番が変わっておりますが全て写真のとおり確認をして証明書を発行しております。以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告について、質疑がございますか。

【異議なしの声】

#### 日程第5 その他

議長 ないようですから、日程第5、その他を議題と致します。事務局から何かございますか。



議 長 他にはございますか。

それでは、ないようですから、本日の日程は全て終了と致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第3回大月市農業委員会総会を閉会致します。ご協力ありがとうございました。